

# 令和3年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

## ○奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

令和3年度に生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、世帯構成や在籍校に応じた額の給付を受けることができます。

## ○早期給付とは

通常の申請（一般申請）は7月から受け付けますが、以下の要件を満たし、希望する場合には給付額の一部を一般申請より早く受給できます。（ただし、7月に改めて申請を行う必要があります。）

①新入生（新一年生）である。

②令和3年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している又は

令和2年度の住民税所得割が非課税である。

③令和3年4月1日時点で、保護者・生徒がともに埼玉県内に在住である。

※県外に在住の場合、在住する都道府県に直接申請します。

④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している。

## ○申請上の注意点

・新入生に対する早期給付の申請は、給付年額の3か月分（4月から6月分）のみが対象です。

7月以降分を受給するためには、7月に改めて申請をしていただく必要があります。

各提出書類も、改めて御提出いただきます。

・早期給付と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。

・早期給付を申請せず、7月に一般申請をされた場合、年額を一括で、原則令和3年内に県から学校に振り込みます（書類に不備等があった場合、遅れる可能性があります。）。

・提出期限を厳守してください。期限後の申請は受付できません。

## ○本事業に関するお問い合わせ

申請に関することは、各学校にお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

T E L : 048-830-2725 (平日：午前8:30～午後5:15)

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

(提出書類、給付額については裏面を御覧ください。)

## ○提出書類

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書	全世帯
2	委任状	全世帯
3	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
4	①生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は ②生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書	生活保護（生業扶助）受給世帯 ※①の様式は学校が配布します ※②は令和3年4月1日以降に証明を受けたものを提出してください
5	親権者（保護者）全員の令和2年度（非）課税証明書	非課税世帯
6	健康保険証のコピー（申請対象生徒の兄弟姉妹のもの） 又は 扶養誓約書（国民健康保険に加入している場合）	非課税世帯 ※兄弟姉妹がいない、申請対象生徒が通信制高校に通学している等、給付額に影響がない場合は不要

## ○給付額

申請対象生徒	世帯区分	給付額
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護（生業扶助）受給世帯	13,150円
全日制の高等学校等に在籍	申請対象生徒に兄弟姉妹がいない又は申請対象生徒が最年長であり、通信制高等学校に在籍している生徒を扶養（※1）していない	32,400円 (第一子区分)
世帯区分欄内の「兄弟姉妹」は、 15歳（中学生を除く）以上23歳未満 の兄弟姉妹を指します。 (平成10年4月3日～平成18年 4月2日生まれ)	申請対象生徒が兄弟姉妹で最年長であり、通信制高等学校又は専攻科（※2）に在籍している生徒を扶養（※1）している	37,500円 (第二子以降区分)
通信制の高等学校等に在籍	複数の高校生等（※3）を扶養していて、申請対象生徒が兄弟姉妹で最年長でない 申請対象生徒以外に保護者に扶養されている高校生等（※3）以外の兄弟姉妹がいる（※4）	— 12,525円

- ※1 健康保険証上、被保険者が申請対象生徒と同一である兄弟姉妹を指します。
- ※2 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。
- ※3 高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金含む）の受給資格を有している生徒を指します。
- ※4 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の高校生等以外の兄弟姉妹がいる場合に該当します。